会議・打合せ・視察顛末書

記録者	松田　麻紀子

決裁	市　長	副市長	教育長	部　長	次　長	課　長	課長補佐	主査 係長	グループ員

件　　名	令和６年第１０回龍ケ崎市教育委員会定例会
年　月　日	令和６年１０月２３日（水）午後２時００分～午後２時４０分
場　　所	龍ケ崎市役所附属棟５階第１委員会室
出席委員	大古輝夫教育長、根本勇一教育長職務代理者、山﨑麻里委員、膳法亜沙子委員
欠席委員	なし
傍聴者	３名
出　席　者	教育部長　中村　兼次 教育委員会事務局次長　大堀　敏雄 教育総務課長　名島　正博 文化・生涯学習課長　松崎　竜弥 指導課長　千葉　幸子 教育センター所長　熊澤　つむぎ 学校給食センター所長　岩井　務 文化・生涯学習課係長　海老澤　大輔 教育総務課長補佐　海老原　弘一 教育総務課長補佐　助川　由紀子 教育総務課係長　松田　麻紀子
議事日程	１　開会 ２　前回会議録の承認 ３　教育長報告 ４　議　事 議案第１号　（仮称）長山中学校区義務教育学校の校名案について 議案第２号　龍ケ崎市立図書館の指定管理者の候補者について ５　協議事項 （１）龍ケ崎市立中学校等の部活動地域移行後の運営に係る一部負担に関する要綱（案）について （２）龍ケ崎市立中学校等部活動地域移行事業実施要綱（案）について ６　報告事項 （１）令和６年第３回市議会定例会における一般質問答弁状況について ７　その他 ８　閉会
教　育　長	（１）開会 委員の皆様、本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。今回の教育委員会定例会を開催するに当たりまして、会議を傍聴したい旨、３名の方から申出がありましたので、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。 本日の議事は、議案２件、協議事項２件、報告事項１件の審議が予定されておりますが、議案第２号については、意思決定過程情報であることから非公開とし、それ以外の議事につきましては公開として傍聴を許可してよろしいでしょうか。

全　委　員	異議なし。
教　育　長	それでは、本日の会議については、公開といたします。傍聴される方の入場をお願いいたします。 （傍聴者入場）
教　育　長	傍聴される方にお願いを申し上げます。傍聴に際しましては、教育委員会会議傍聴人規則に従いまして、会議中は御静粛にお願いいたします。本日の会議は、全委員が出席されており定足数に達しておりますので、令和６年第１０回龍ケ崎市教育委員会定例会を開会いたします。 （２）前回会議録の承認
教　育　長	はじめに、9月に開催した定例会の会議録の承認を行います。会議録につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	それでは、会議録については、原案のとおり承認いたします。 （３）教育長報告
教　育　長	続きまして、教育長報告をさせていただきます。 （市民スポーツ・レクリエーションまつり２０２４、国際交流コンサート、フレンドリータウンデイズ龍ケ崎の日、前期終業式、後期始業式、令和７年度学校予算ヒアリング、令和７年４月新入学児の就学時健康診断、令和６年度第４回龍ケ崎市指定管理者選定委員会、人権教育市町村教育委員会訪問、第２回馴柴小学校学校運営協議会、計画訪問、第４７回龍ケ崎市学校運営研究協議会研究発表会、生徒指導関係加配校訪問、第２回生徒指導教員連絡協議会、給食センター施設見学及び試食会） 皆様もご存じのように１０月２１日、山口県の光市において男性の住宅に強盗に入ろうと機会をうかがっていたとして本市の１４歳の中学生を含む少年３人が逮捕されたと報道がございました。報道に関しまして、この内容を重大に受け止め、本市としては事実確認をするだけではなく、再発防止やＳＮＳの正しい使い方、また、このことについての誹謗中傷による新たな被害者を生まないようにすること、そして困った事案に陥る前に身近な大人に相談してほしいという旨を昨日の午前中に行われた緊急校長会において指示し、午後には各学校で子どもたちに向けて再指導をしたところでございます。振替休校日であった馴馬台小学校については本日の朝に実施したと報告を受けています。私からの報告は、以上でございます。委員の皆様方から御質問等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	事件について申し上げた点については、プレスリリースしている内容ですので私共の対応については、新聞報道各社にも伝達してあるものでございます。 （４）議案第１号　（仮称）長山中学校区義務教育学校の校名案について
教　育　長	それでは議事に入ります。議案第１号「（仮称）長山中学校区義務教育学校の校名案について」事務局から説明をお願いします。 （教育総務課長　議案第１号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第１号について説明がありましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。

全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第１号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第１号については、原案のとおり可決されました。
教　育　長	（５）議案第２号　龍ケ崎市立図書館の指定管理者の候補者について 続いて、議案第２号「龍ケ崎市立図書館の指定管理者の候補者について」です。なお、議案第２号については、意思決定過程情報であることから非公開の案件となりますので、傍聴の方は、ここで一旦ご退席ください。 （傍聴者退席） それでは事務局から説明をお願いします。 （文化・生涯学習課長　議案第２号について説明） ただいま、議案第２号について説明がありましたが、御意見等がございましたら、お願いいたします。 【意思決定過程情報のため非公開】
教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第２号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第２号については、原案のとおり可決されました。次の協議事項からは公開となりますので、傍聴人の再度の入場を許可します。 （傍聴者入場） （６）協議事項１　龍ケ崎市立中学校等の部活動地域移行後の運営に係る一部負担に関する要綱（案）について及び協議事項２　龍ケ崎市立中学校等部活動地域移行事業実施要綱（案）について
教　育　長	それでは次に協議事項です。協議事項１「龍ケ崎市立中学校等の部活動地域移行後の運営に係る一部負担に関する要綱（案）について」及び協議事項２「龍ケ崎市立中学校等部活動地域移行事業実施要綱（案）について」関係する案件となりますので事務局から一括して説明をお願いします。 （文化・生涯学習課長　協議事項１及び協議事項２について説明）
教　育　長	ただいま、協議事項１及び協議事項２について説明がありましたが、これについて御意見、御質問等がございましたらお願いします。まず協議事項１について御意見等がございましたらお願いします。

膳 法 委 員	気になったところが第２条の月額１，０００円というところと、第７条の支払いが１カ月滞った場合には参加を一時停止とするというところです。今まで、お金を支払って部活動を行ってきたわけではない中で、１カ月払わないと停止となってしまうのは該当してしまう生徒が多いのではないかと思ってしまいます。この１カ月としたことに何か理由があるのかということと、月額１，０００円としているのは遠征費も含めた金額なのかというところを説明していただきたいです。
文化･生涯学習課長	１カ月滞ってしまった時に部活動への参加を一時停止させるという考えについては少し厳しいのではないかという考えもございまして、どのようにするか今後、１カ月ではなくもう少し緩和するなり検討したいと思います。月額１，０００円としました理由としましては、体育施設の減価償却や光熱費の原価計算等の結果から算定しまして、設定金額を手数料検討委員会から妥当と判断されました。遠征費につきましても月額１，０００円に含まれるということでいまのところ考えております。
膳 法 委 員	ありがとうございました。もし、強くなって遠方の大会に出るようになって遠征費にお金がかかってしまうと、家計が苦しいということを理由に辞めてしまうような子どもがいるようであれば、何かしら救済措置があるべきなのかなと思ったのが１つと、大学でもそうなのですが１カ月というのはかなり厳しくて、１期とか期別で見た場合も２カ月程度しかないので､これまた厳しいのかなと思ってしまいます。２期分とか猶予があると、救済をその間に出来るような手立ての余裕が出来るのかなと思います。１カ月はかなり厳しいかなと思います。以上です。
文化･生涯学習課長	ありがとうございます。内部でもう一度考えていきたいと思います。
教　育　長	その他に何かございますか。
根 本 委 員	第９条の退会のところなのですが、退会する時には市へ通知するものとするとありますが、通知の方法については文書の他、電話又はメールとなっていますが、文書というのは退会届のようなフォームが出来るのかということが１点、文書があがるということと、メールはデジタル的なものでどちらも痕跡が残るわけですが、電話だと受けた側の感じ方によって言った、言わないということが出てきてしまうことも考えられるので、電話も可というのは果たしていかがなものかと思った次第です。
文化･生涯学習課長	ありがとうございます。御意見を踏まえまして、内部で電話はいかがものかについても含めて協議、検討していきたいと考えております。
教　育　長	その他はいかがでしょうか。
膳 法 委 員	退会する場合というのは個人がということですか。それとも団体がということですか。個人ということであれば、クラブが知ることなく辞めているという事態が起きてしまうということも考えられるのかなと思ったので、市へ通知するのはもちろんだとは思いますが、クラブが辞めることを認識できるようなシステムがあると良いのかなと思いました。
次　　長	膳法委員がおっしゃられたのは、市のクラブではなく民間のクラブも含めてという御質問でよろしいでしょうか。
膳 法 委 員	所属している団体に対してむしゃくしゃして、個人的に辞めたいという思いだけで辞められてしまうシステムだと怖いと感じたところです。
次　　長	要綱につきましては、市が直営で関わっているクラブ活動について限定的なものになるのですが、そうは言いましても関連した部分は当然出てくるとは思いますの

	で、そこは十分に連携できればと思っております。
膳 法 委 員	ありがとうございます。
教　育　長	その他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ただいま３点ほど御意見、御指摘をいただいたところでございますが、いただいた御意見に基づき内容を修正させていただきます。
教　育　長	続きまして、協議事項２について御意見や御質問等がございましたらお願いいたします。
膳 法 委 員	第４条の指導員の話になりますが、龍ケ崎市スポーツ指導者名簿に登録していることとありますが、登録すれば誰でも良いとのニュアンスに聞こえますがそこは問題ないのでしょうか。
文化･生涯学習課長	スポーツ指導者名簿に登録してあるということは、それなりの資格を持っていたり、指導者が面談をして登録してあるので、そのように明記してあります。
膳 法 委 員	市に登録できているということは、すでに面談は行われているということですね。
文化･生涯学習課長	はい。登録する時に面談をしたり、資格の確認はしています。
膳 法 委 員	何か問題が起きた時に、そこの保障が市として出来ていないと市が責められるポイントにもなるのかなと思いましたが、その背景があるのであれば大丈夫かなと思います。
教　育　長	その他はいかがでしょうか。
根 本 委 員	私も第４条についてで、４項目いずれも満たすものと書かれていますが、２項の学校部活動の指導経験を有し、ということになると学校の部活動の指導経験があるということはかなり限定的になってしまうような気がします。４項の指導者名簿に登録されていても、学校の部活動の指導経験がなければ認められないというようにも読み取れてしまうのですが、そのへんはいかがでしょうか。
文化･生涯学習係長	ご指摘ありがとうございます。この表現については、いずれもと明記していますが今後、検討していきたいと思っております。指導者としましては、スポーツ指導者名簿に登録しているもの、兼職兼業している教員、民間の方等々、地域の指導者を考えていますのでその方たちが指導にあたれるような表現にしていきたいと思います。
教　育　長	よろしいでしょうか。
根 本 委 員	はい。
教　育　長	他に御質問はございませんか。それでは、いただいた御意見に基づき内容を修正させていただきたいと思います。
	（７）報告事項１　令和６年第３回市議会定例会における一般質問答弁状況について
教　育　長	続いて、報告事項１「令和６年第３回市議会定例会における一般質問答弁状況について」です。事務局から説明をお願いします。
	（次長　報告事項１について説明）

教　育　長	ただいま、報告事項１について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。
根 本 委 員	私の現場での経験上の話になりますが、トイレのことに関して日常の清掃で大体のところは賄えていると思いますが、一番学校で懸念しているのは尿石なんですよね。尿石がたまってしまうと子どもたちの手ではとても出来ませんし、大人が扱わなければならないような薬剤を使っても、かなり時間がかかりました。そういった場合に学校から申し出があったときに、清掃とは別にそういったケアを教育委員会では考えているのでしょうか。
教育総務課長	夏休み中に先生が一生懸命、薬品等を使って尿石をとっているという話は聞いています。学校から直接、委託等の話等はうかがっていません。今後はトイレに関しても検討していきたいと思います。
教　育　長	その他に何か御質問等がございましたらお願いします。
教　育　長	本日の議事は以上となりますが、事務局から長山中学校区義務教育学校の条例改正についての今後の流れを説明いたします。
事　務　局	事務局から今後の流れについて御説明させていただきます。本日、教育委員会定例会におきまして校名案を北竜台学園と定めていただいたところでございます。これに対して明日以降、市長から教育長宛てに龍ケ崎市立学校設置条例の一部を改正する条例案に対する意見の聴取の協議がございます。この協議は北竜台学園という名称で市長が学校設置条例を議会に対して上程して良いですかということを教育長に同意を求めるという協議となります。この協議につきましては本来、教育委員会定例会にお諮りして審議をいただくところでございますが、次回の龍ケ崎市議会定例会が１２月、次回の教育委員会定例会が１１月２８日に予定されているので、教育委員会定例会においてご審議いただく時間的な余裕がないことから、この協議に関しては教育長による専決処分により条例案に対して同意させていただきまして、その専決処分について１１月の教育委員会定例会において報告させていただく予定でございます。その後、学校設置条例の条例案について１２月に行われる龍ケ崎市議会定例会において審議がなされ、議決されることにより北竜台学園が正式名称となるものでございます。以上です。
教　育　長	それでは本日はこれで閉会したいと思いますが最後に、この度の山口県光市において本市の中学生が関与する事件につきまして、児童生徒はもとより保護者の皆様、市民の皆様、教育委員の皆様にも大変な御心配をおかけしましたことを教育長として心からお詫び申し上げます。大変申し訳ありませんでした。
教　育　長	事務局から連絡事項がありますのでお願いいたします。
事　務　局	次回以降の会議の日程についてお知らせします。１１月は、１１月２８日（木）午後２時からとなります。龍ケ崎市議会の議会日程を考慮して２８日の木曜日となります。１２月については、１２月２５日（水）午後２時から予定しています。よろしくお願いいたします。
教　育　長	それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。 【議決事項】 議案第１号　（仮称）長山中学校区義務教育学校の校名案について 議案第２号　龍ケ崎市立図書館の指定管理者の候補者について

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">【会議録調製年月日】
令和６年１０月２９日

【会議録調製者】
龍ケ崎市教育委員会事務局　教育総務課　係長　松田　麻紀子

龍ケ崎市教育委員会会議規則第１５条及び第１６条の規定により、この会議録を調製させ、署名する。
教育長　　大　古　輝　夫</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情 報 公 開</td><td rowspan="2">公開</td><td>非公開（一部非公開を含む）とする理由</td><td>（龍ケ崎市情報公開条例第９条　５号該当）
意思決定過程情報（議案第2号）</td></tr>
<tr><td>公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）</td><td>年　　月　　日</td></tr>
</table>